平成２９年（フ）第２７８４号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―229号
破産者　岡　　政江（旧姓日野）
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４４号
大阪市西区本田２丁目９番16号　８Ｅ、開始決定時大阪府豊中市三和町２丁目１番１―103号
破産者　新川　裕一
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７６号
大阪市浪速区下寺２丁目６番26―1303号
破産者　林原　　優
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８０号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目１番５号
破産者　本多　　皓
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９５号
兵庫県芦屋市春日町14番12―２号
破産者　鈴木　善夫
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３８号
大阪府茨木市大池２丁目１番３号
破産者　吉川　知寿
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４８号
大阪府大東市大字龍間1580社会医療法人若弘会わかくさ竜間リハビリテーション病院内、住民票上の住所大阪市城東区関目３丁目15番４号第二八木ビル201
破産者　門井　康二
法定代理人成年後見人　吉田　優子
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５４号
大阪市東淀川区豊新４丁目１番４―405号
破産者　リリーライフこと　植戸　義則
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３８号
大阪府八尾市志紀町南２丁目74番地の１エクセラート八尾906号
破産者　佐藤ちずる
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６５号
大阪市都島区善源寺町２丁目２番３―311号
破産者　安田　紀恵
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０４号
大阪市浪速区桜川２丁目12番26号　西野マンション
破産者　西野トヨ子
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２３号
大阪府豊中市東豊中町６丁目15番36―106号
破産者　蔭山　　寛
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３７号
大阪市平野区西脇２丁目５番１―202号
破産者　吉田　幸司
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３３号
堺市東区北野田1077番地　1702号
破産者　吉田　博史
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６９号
大阪府河内長野市市町445番地の27、前住所大阪府大東市大東町５番40号
破産者　野口　秀一
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６４号
大阪府羽曳野市壺井138番地の13、前住所大阪府羽曳野市広瀬283番地の20
破産者　岩村修こと　李　　修
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７４号
大阪府柏原市清州１丁目３番22号　Ｓｔｅｌｌａ　Ｗｏｏｄ　ＫＩＹＯＳＵ106号、前住所大阪府貝塚市海塚83番地１　（コートエルズエイト202号）
破産者　山内　重鋭
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
広島県安芸郡坂町坂西１丁目６番12―２号
破産者　中東　明弘
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３号
大分県由布市湯布院町塚原275番地
破産者　一野　伸幸
1　決定年月日　平成29年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係